

## 行政評価第三者評価の実施について

## 1 目的

行政評価第三者評価は、市が実施する内部評価について、評価結果が「市民感覚と乖離していないか、現状を肯定する甘い評価となっていないか」、また「事業の内容等を分かりやすく説明しているか」などについて、第三者(市民)から意見を求める制度を導入することにより、内部評価の客観性と評価内容の透明性・信頼性を確保することを目的とする。

一次評価	.....	所管部・課及び総合政策室
二次評価	.....	行政評価委員会(部長以上で組織、委員長：第一分野担当副市长)
第三者評価	.....	行政改革推進委員会

## 2 第三者評価の対象

下野市行政評価第三者評価実施要綱第2条及び第3条の規定に基づき、毎年度、各部が原則として5項目程度ずつ選定する。

## 評価の対象

総合計画基本計画に計上した事業

具体的には 総合計画基本計画に具体的に位置付けられている事業、あるいは、その施策・事業と明らかに直結的な事業

予算額が大きい事業、一般財源が多額な事業、予算の伸びが顕著な事業

具体的には 平成22年度の事業費が原則として500万円以上の事業

## 評価の対象外

法令で義務付けられている事業(市としての裁量の余地が少ないもの。)

国・県等の制度にもとづく事業

政策的な判断を伴わない事業(内部管理事務)

## 具体的な選定基準

- 第1条件** 事業の性質区分が「1～5」の事業  
(内部管理的事務の性質区分「0」事業を除く)
- 第2条件** 総合計画基本計画に具体的に位置付けられている事業、あるいは、その  
施策・事業と明らかに直結的な事業
- 第3条件** 平成21年度の事業費が、原則として500万円以上の事業

【 選定基準による事務事業数 】

選定基準	性質区分が「1～5」 の事業 総合計画基本計画に位 置付けられている。 H22年度の事業費が 500万円以上
部名	
総合政策室	3
総務部	25
市民生活部	52
健康福祉部	46
経済建設部	12
上下水道部	39
計	177

< 総事務事業数 491事業 >

【 年度別選定数 】

選定数	総合計画 前期基本計画期間			
	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
4	1	1	1	1
24	6	6	6	6
24	6	6	6	6
32	8	8	8	8
12	3	3	3	3
24	6	6	6	6
120	30	30	30	30



評価対象外の事業を除く

- ・法令で義務付けられ裁量の余地が少ない事業
  - ・国・県等の制度にもとづく事業
  - ・政策的な判断を伴わない事業
- 評価対象外

市全体として毎年度30事業程度を選定する。

30事業 × 4年 = 120事業

(総合計画前期基本計画期間)

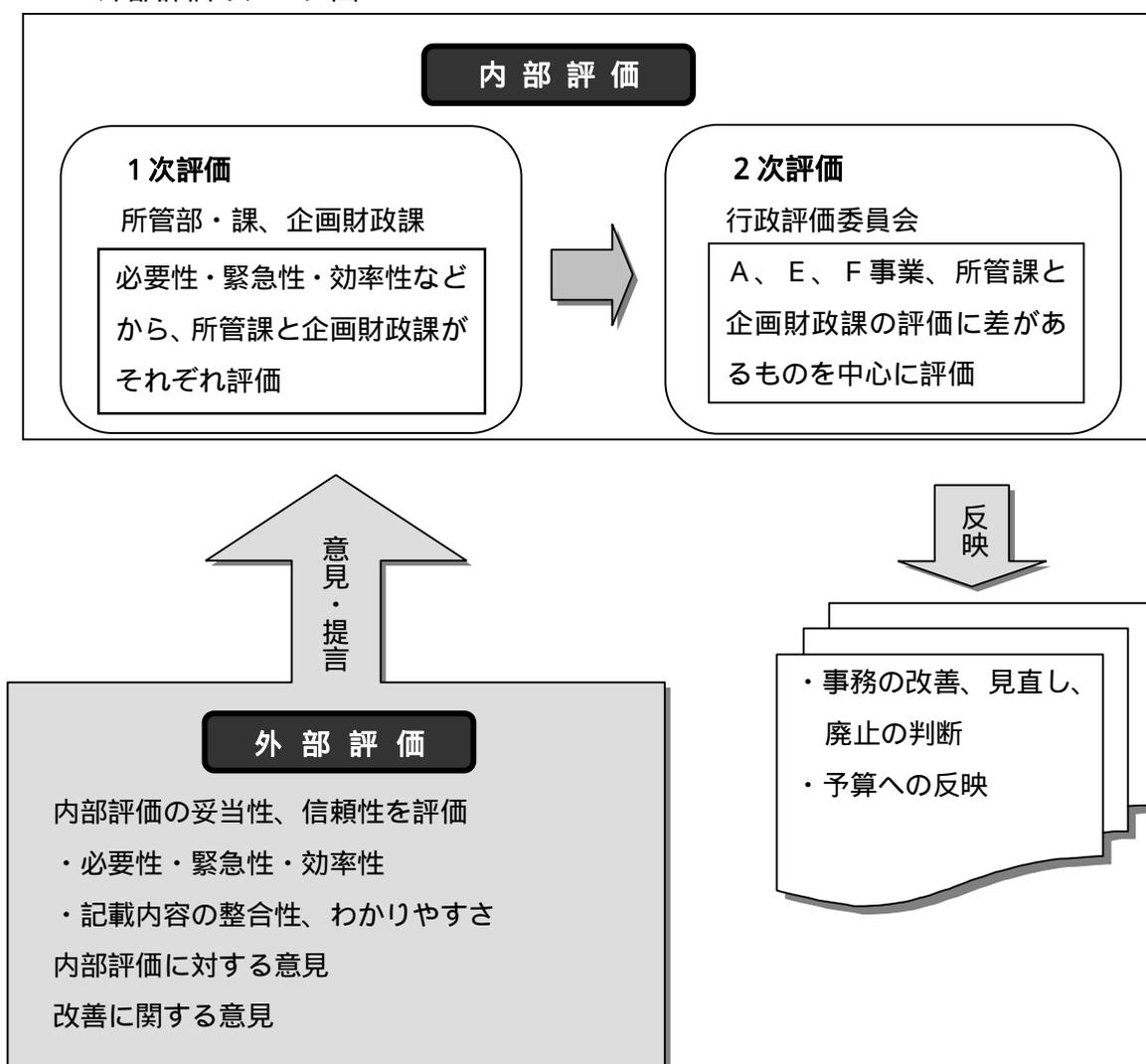
### 3 外部評価の役割

市が実施した内部評価について、その評価の妥当性を“市民の視点”から検証し、より効果的・効率的な改善策等の提言を行う。

行政評価における第三者評価に関し意見・提言を行う。

外部評価は、外部からの客観的な意見を得ることを目的とするため、事業の継続、改善、廃止等の直接的な判断をするものではない。

外部評価イメージ図



#### 4 評価（ヒアリング）の視点

市が実施した内部評価について、主に次の視点から妥当かどうか総合的に評価する。

##### 必要性

- ・ 市民ニーズは大きいか。
- ・ 行政で実施するのが妥当か。

##### 緊急性

- \* 新規事業
  - ・ 新たに事業を実施する必要があるか。
- \* 継続事業
  - ・ 事業を現在のレベルで引き続き実施する必要があるか。

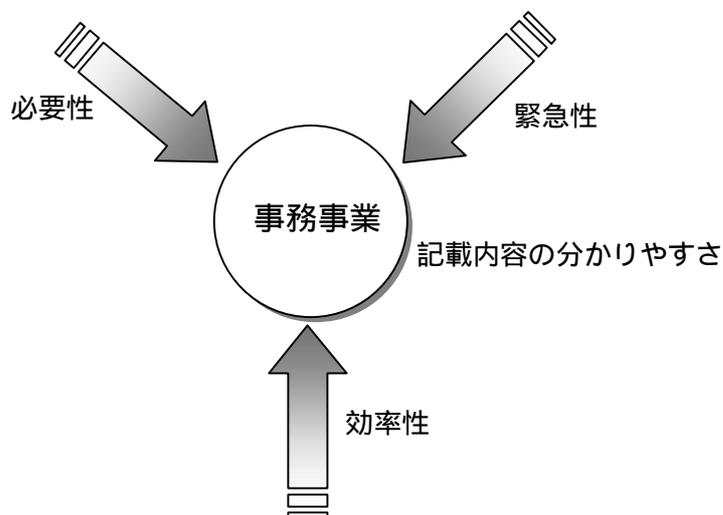
##### 効率性(見直しの余地)

- ・ 事業執行に際して、ムダが生じていないか。
- ・ 経費に見合った効果が期待できるか。
- ・ 適切な事業規模か。
- ・ 受益と費用負担は公平か。
- ・ 受益に対する負担は適切か。
- ・ 民間活用の余地があるか。
- ・ 類似業務との統合の可能性はないか。

##### その他

- ・ 事務事業評価シートの記載内容は分かりやすいか。

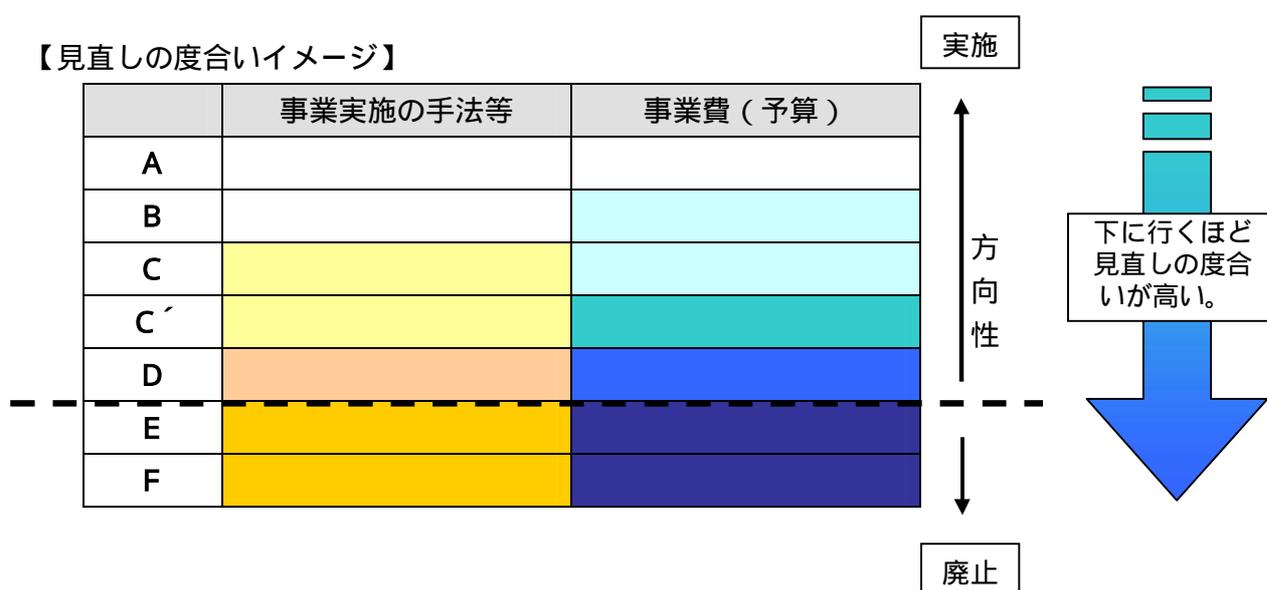
<評価イメージ>



【A～Fの意味】

A	計画どおり実施すべき事業
B	事業費の見直しを行いながら実施すべき事業
C	事業実施の手法、対象等の見直しを行いながら実施すべき事業
C'	事業実施の手法、対象等と事業費の双方を見直しながら実施すべき事業
D	事業の大幅な見直し(廃止、凍結を含む)を行いながら実施すべき事業
E	事業の大幅な見直し(廃止、凍結を含む)のうえ着手を検討すべき事業
F	事業を実施せず廃止に向けた検討をすべき事業

【見直しの度合いイメージ】



5 評価の方法

事務事業評価シートに基づき、担当部・課長等とのヒアリングを実施する。

ヒアリング実施後、委員による協議を行い、意見の集約を図った上で評価結果を取りまとめる。

評価結果は、市の内部評価に対して次の区分に分類する。

区分	内容
	妥当である。
	おおむね妥当である。
	やや妥当でない。
	妥当でない(問題がある。)

6 評価結果の取りまとめ

第三者評価の結果について、報告書(意見書)として取りまとめる。

7 意見の反映

事務事業評価に対する意見は、市において翌年度以降の事業実施及び内部評価等に際し参考とする。

8 意見の公表

第三者評価の結果の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめ、市ホームページ、広報紙で公表する。